

名取市旧一般廃棄物最終処分場における原水検査の結果について

- 1 概要：廃止した一般廃棄物最終処分場からの原水の水質検査を実施したもの
- 2 実施場所：名取市愛島笠島字東南沢 3 4 （別紙位置図のとおり）
- 3 検査結果：分析項目No1～44については、省令（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準）で定める基準値と比較し、全ての項目で基準値に適合している。
分析項目No45～50については、法令で定める排水基準はないが、河川へ排水される水質として環境に与える影響はないと推察される。

				令和元年度	令和2年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
No	分析項目 A	基準値	単位	令和2年3月13日	令和3年3月15日	令和3年8月6日	令和4年2月24日	令和4年8月12日	令和5年2月28日	令和5年8月9日	令和6年2月22日	令和6年8月2日	令和7年2月25日
1	水素イオン濃度（pH）	① 5.8以上8.6以下		7.5（19.8度）	7.9（20.1度）	7.5（20.0度）	7.5（20.3度）	8.0（21.0度）	7.4（20.2度）	7.8（20.1度）	7.9（20.0度）	7.6（20.6度）	7.9（20.0度）
2	生物化学的酸素要求量（BOD）	① 60以下	mg/L	2.8	15.0	4.6	12.0	4.4	9.5	8.5	6.1	5.4	3.6
3	化学的酸素要求量（COD）	① 90以下	mg/L	8.0	9.8	10.0	9.2	12.0	11.0	8.5	8.9	8.9	9.5
4	浮遊物質量（SS）	① 60以下	mg/L	1未満	1	14	5	18	22	2	5	3	6
5	大腸菌群数	① 3000以下	個/cm ^l	32	35	0	4	140	37	48	40	230	73
6	ノルマルヘキサン抽出物質（鉱物油含有量）	① 5以下	mg/L	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
7	ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂含有量）	① 30以下	mg/L	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
8	窒素含有量	① 120以下	mg/L	10.0	11.0	8.8	6.2	6.3	6.2	4.0	5.6	6.4	5.6
9	燐含有量	① 16以下	mg/L	0.04	0.03	0.15	0.05	0.24	0.22	0.05	0.08	0.06	0.05
10	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	① 200以下	mg/L	4.5	4.1	3.4	3.5	3.1	5.6	3.1	4.4	2.2	5.1
11	電気伝導率	①に基づく基準値としては設定されていない	mS/m	180	180	170	150	150	150	150	150	140	150

No	分析項目 B	基準値	単位	令和2年3月13日	令和3年3月15日	令和3年8月6日	令和4年2月24日	令和4年8月12日	令和5年2月28日	令和5年8月9日	令和6年2月22日	令和6年8月2日	令和7年2月25日
12	フェノール類	① 5以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満		0.005未満		0.005未満		0.005未満	
13	銅	① 3以下	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満		0.01未満		0.01未満		0.01未満	
14	亜鉛	① 2以下	mg/L	0.01未満	0.01	0.01未満		0.01未満		0.01未満		0.01未満	
15	溶解性鉄	① 10以下	mg/L	0.05未満	0.09	0.12		0.05未満		0.05		0.02未満	
16	溶解性マンガン	① 10以下	mg/L	0.33	0.57	0.77		0.74未満		1.1		1.1	
17	全クロム	① 2以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満		0.02未満		0.02未満		0.02未満	
18	フッ素	① 15以下	mg/L	0.17	0.20	0.15		0.16		0.15未満		0.15未満	
19	カドミウム	① 0.03以下	mg/L	0.003未満	0.003未満	0.003未満		0.003未満		0.003未満		0.003未満	
20	鉛	① 0.1以下	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満		0.01未満		0.01未満		0.01未満	
21	砒素	① 0.1以下	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満		0.005未満		0.005未満		0.005未満	
22	総水銀	① 0.005以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満		0.0005未満		0.0005未満		0.0005未満	
23	アルキル水銀	① 検出されないこと※	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満		0.0005未満		0.0005未満		0.0005未満	
24	ポリ塩化ビフェニル（P C B）	① 0.003以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満		0.0005未満		0.0005未満		0.0005未満	
25	トリクロロエチレン	① 0.1以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満		0.002未満		0.002未満		0.002未満	
26	テトラクロロエチレン	① 0.1以下	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満		0.0005未満		0.0005未満		0.0005未満	
27	1，1，1－トリクロロエタン	① 3以下	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満		0.001未満		0.001未満		0.001未満	
28	1，3－ジクロロプロペン	① 0.02以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満		0.002未満		0.002未満		0.002未満	
29	1，1，2－トリクロロエタン	① 0.06以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満		0.002未満		0.002未満		0.002未満	
30	1，2－ジクロロエタン	① 0.04以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満		0.002未満		0.002未満		0.002未満	
31	1，1－ジクロロエチレン	① 1以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満		0.002未満		0.002未満		0.002未満	
32	シス－1，2－ジクロロエチレン	① 0.4以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満		0.002未満		0.002未満		0.002未満	
33	ベンゼン	① 0.1以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満		0.002未満		0.002未満		0.002未満	
34	ジクロロメタン	① 0.2以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満		0.002未満		0.002未満		0.002未満	
35	四塩化炭素	① 0.02以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満		0.002未満		0.002未満		0.002未満	
36	1，4－ジオキサン	① 0.5以下	mg/L	0.05未満	0.05未満	0.05未満		0.05未満		0.05未満		0.05未満	
37	セレン	① 0.1以下	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満		0.002未満		0.002未満		0.002未満	
38	シマジン	① 0.03以下	mg/L	0.003未満	0.003未満	0.003未満		0.003未満		0.003未満		0.003未満	
39	チオベンカルブ	① 0.2以下	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満		0.01未満		0.01未満		0.01未満	
40	チウラム	① 0.06以下	mg/L	0.006未満	0.006未満	0.006未満		0.006未満		0.006未満		0.006未満	
41	シアン	① 1以下	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満		0.1未満		0.1未満		0.1未満	
42	六価クロム	① 0.5以下	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満		0.02未満		0.02未満		0.02未満	
43	有機リン	① 1以下	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満		0.1未満		0.1未満		0.1未満	
44	ホウ素	① 50以下	mg/L	0.43	0.48	0.48		0.55		0.55		0.51	
45	酸化還元電位（O R P）		mV	340	180	-3		-28		35		260	
46	有機体炭素		mg/L	6.6	7.4	7.8		8.3		7.1		6.3	
47	亜硝酸態窒素	①に基づく基準値としては設定されていない	mg/L	0.05	0.40	0.02未満		0.02未満		0.27		0.16	
48	硝酸性窒素		mg/L	0.58	0.72	0.02未満		0.02未満		0.66		0.02未満	
49	有機体窒素		mg/L	0.1未満	2.3	0.4		1.0		2.6		1.7	
50	溶存酸素		mg/L	3.1	8.1	3.1		6.9		7.7		6.8	

①昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号 平成18年11月10日環境省令第33号一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準

※第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検出した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう